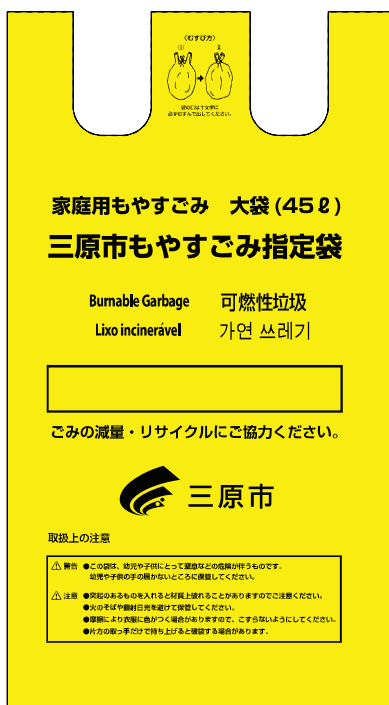


ごみを出すときの注意点

- 1 家庭ごみの分別方法は10分別です。(くわしくは2～3ページをご覧ください。)
- 2 もやすごみは、もやすごみ指定袋に入れ、おおむね10kg以内に出してください。
- 3 指定袋に入らないもやすごみは、もやすごみ処理券を貼って出してください。
もやすごみ処理券は、もやすごみ指定袋販売店にあります。店頭がない場合はレジ・サービスカウンターにお問い合わせください。

もやすごみ指定袋



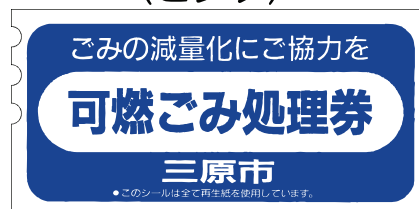
もやすごみ処理券



(白)



(ピンク)



(青色)

※使用できます。

指定袋に入らないもやすごみ専用

- 4 不燃物、びん・飲料缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、発火性・有害ごみ(4分別)は、分別ごとに透明または中が透けて見える袋に分け、おおむね10kg以内に出してください。
 - 5 ごみを正しく分別し、指定場所・指定曜日・時間(収集日の朝7時30分まで)を守って出してください。
 - 6 ごみ収集車両の火災防止と、有害ごみの安全な回収のため、発火性・有害ごみの分別を徹底してください。くわしくは2・7・14ページをご覧ください。
 - 7 市では収集しないごみ(大掃除や引越での一時多量ごみ、家電4品目、パソコン、タイヤ、バッテリー、ブロックなど)については、16～18ページをご覧ください。
 - 8 いったん収集したごみは返還できません。ご注意ください。
- ◎ 転入・転居または「かんきょうカレンダー」を紛失された方は、市役所一階総合案内及び各支所で、お受け取りください。